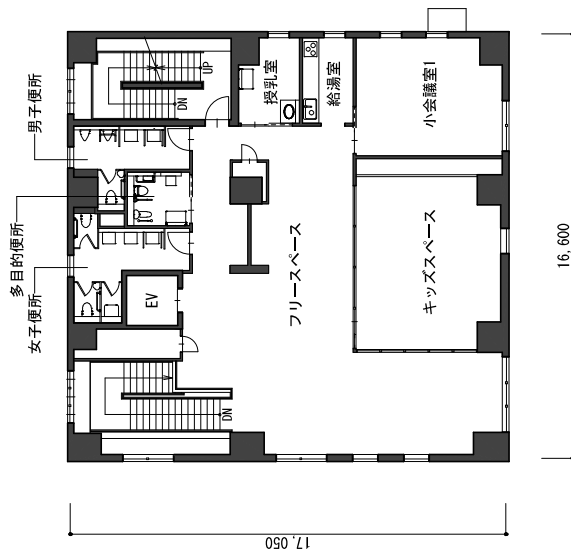
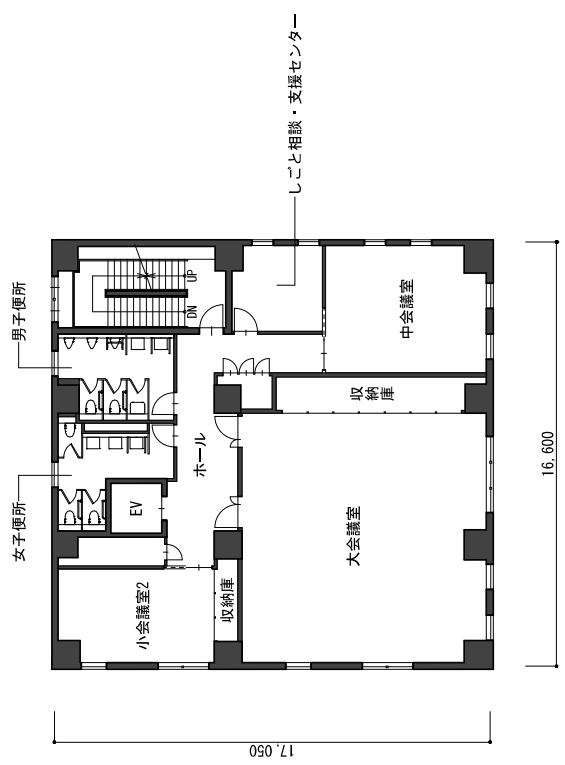


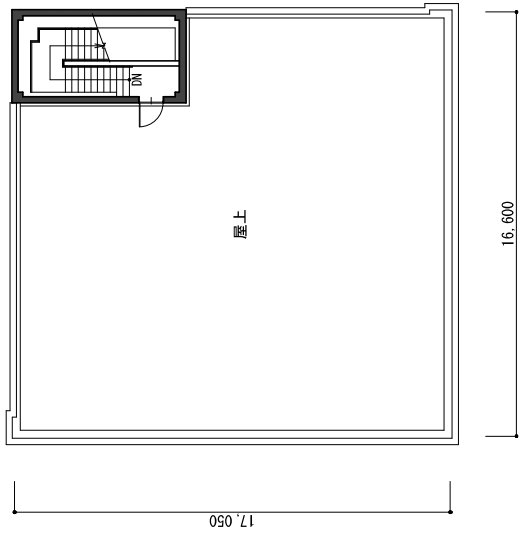
1階平面図



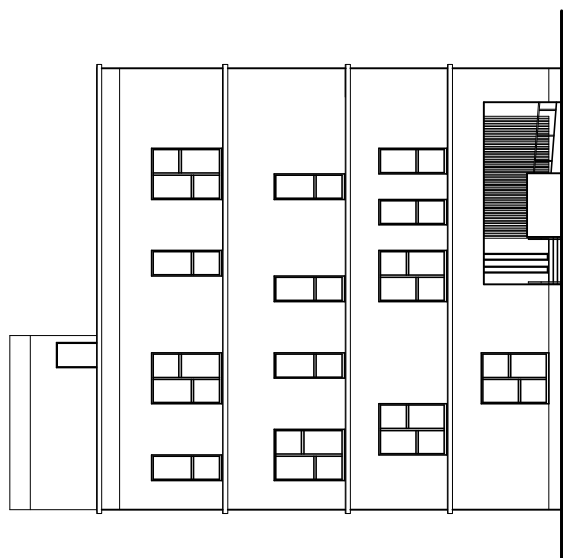
2階平面図



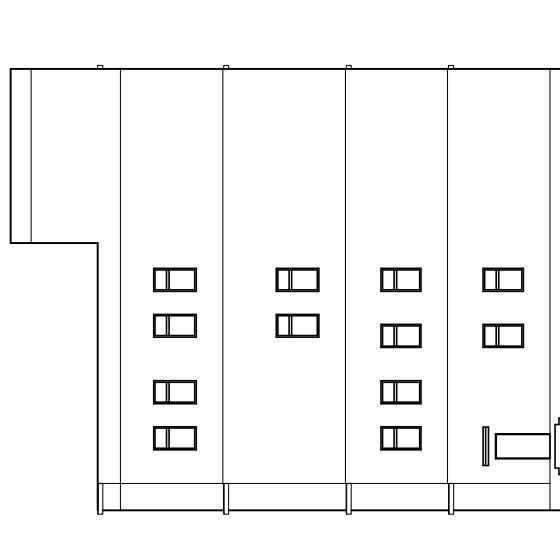
3階平面図



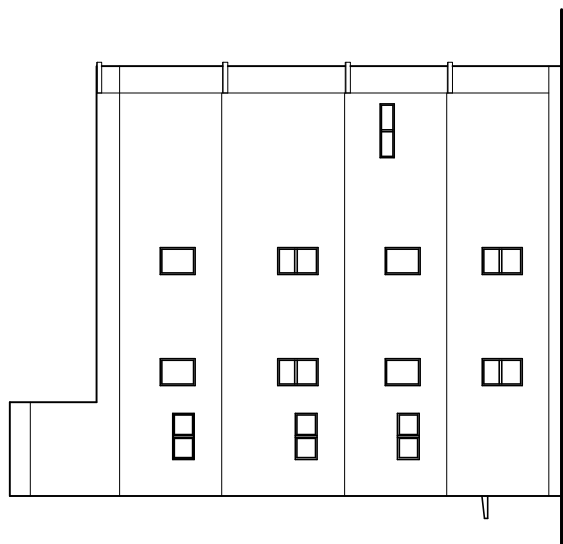
4階平面図



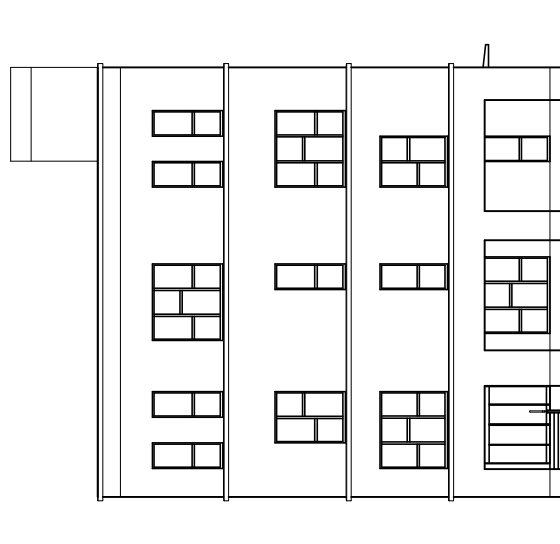
西側立面图



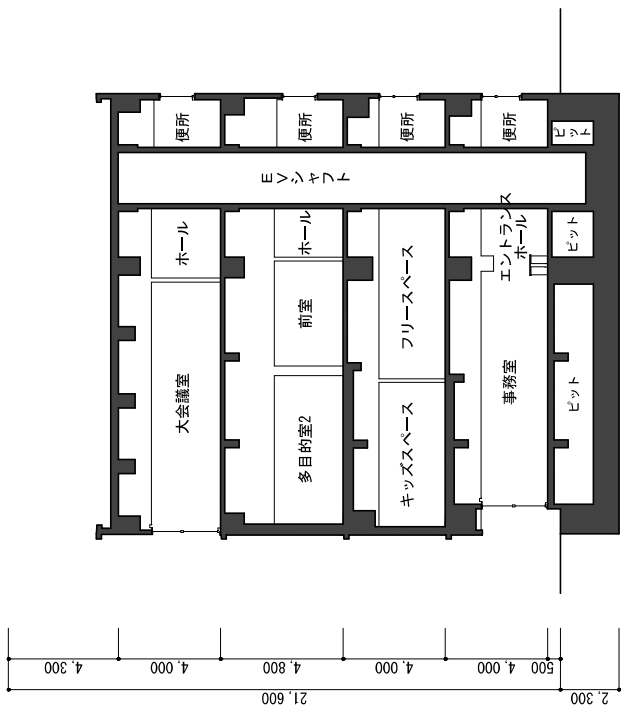
東側立面图



北側立面图



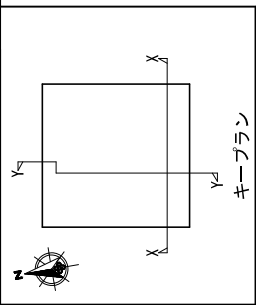
南側立面图



Y断面図



X断面図



池田市立市民活動交流センター指定管理者の申請に係る

説明会参加申込書

※申込期限：令和3年9月6日（月）午後5時まで

説明会

- ・日時：令和3年9月7日（火）午前10時から
- ・場所：池田市役所6階 第4会議室

団体名	
参加者名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、参加者は、2名まででお願いします。

上記事項をご記入の上、FAX又はメールによりお申し込みください。電話による申込は受け付けません。

送信先

池田市役所 市長公室 コミュニティ推進課 宛
F A X : 0 7 2 - 7 5 2 - 9 7 8 5
メール : commu@city.ikeda.osaka.jp

別紙 3

質 問 書

令和3年 月 日

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

池田市立市民活動交流センター指定管理者募集要項に関して、以下の事項について、質問します。

書類名・記載箇所等	質問内容

連絡先

所 属
担当者名
電 話
F A X
メ ー ル

様式第 1 号（第 2 条関係）

池田市立市民活動交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）池田市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者	印

池田市立市民活動交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、池田市立市民活動交流センター条例第 6 条の規定により申請します。

池田市立市民活動交流センター事業計画書

※募集要項 4 (2) ①及び②を留意の上、作成してください。

※指定管理期間にわたって作成してください。

※記入欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

ア 団体等について

①公益活動促進業務（中間支援業務）の実績について

②同種又は類似施設の管理運営業務の実績について

イ 管理運営について

- ①具体的な管理運営業務について（募集要項4（2）①ア～ウに該当）
- ②人員配置について（募集要項4（2）①ア～サに該当）
- ③効率的・効果的な管理運営方法について（募集要項4（2）①ア～サに該当）
- ④サービスの向上方法について（募集要項4（2）①ア～サに該当）

ウ 公益活動促進について（募集要項 4（2）①エ～サに該当）

①具体的な公益活動促進業務について

②スタッフ育成の為の研修計画について

③地域との連携について

エ その他

- ①感染症対策、災害等緊急時の対応及び安全管理の方針について
- ②情報管理の方針について
- ③労働者の福利厚生や労働安全衛生の状況について
- ④環境保護姿勢や障がい者雇用及び子育て支援等への状況について
- ⑤社会貢献活動など付加価値的活動の状況について

別紙 6

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

所在地
団体名
代表者氏名 ⑩
（年度協定に使用する印鑑と同一印）
代表者の生年月日 年 月 日

誓 約 書

池田市立市民活動交流センターの管理に関する業務（以下「管理業務」といいます。）に係る指定管理者の指定の申請に当たり、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）及び池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条各号のいずれにも該当しません。
- 2 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 3 当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。）は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 4 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 5 当団体又は役職員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。
- 7 本誓約書における虚偽の誓約が池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第13条第2項第8号に規定する不正な手段に該当し、指定管理者の指定を取り消されることについて異議を述べません。

以上

申請時に提出する納税証明書について

◆ 法人税・消費税の納税証明書

- ・ 法人の場合は、税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆ 所得税・消費税の納税証明書

- ・ 個人の場合は、税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆ 都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、法人事業税及び法人都道府県税の納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 個人事業者の場合は、代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、個人事業税の納付した直前1年

間の納税証明書を提出すること。

- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 市町村民税の未納がないことを証明する証明書

- ・ 市町村が課税する税（都道府県民税を含む）について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・ 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・ コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆ 固定資産税の納税証明書

※固定資産税は、土地、家屋、償却資産が対象。

- ・ 法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・ 個人の場合は、納付した代表者の直前1年間の納税証明書を提出すること。

と。

- 納税義務のない場合は、納税証明書の提出は不要。
- 証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響で税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。